## ○長崎県市町村職員共済組合事務局の組織に関する規則

昭和37年12月12日 規 則 第 3 号

改正

昭和39年 6月 2日規則第 8号 昭和40年 6月21日規則第 11号 昭和42年 6月20日規則第 16号 昭和44年 6月27日規則第 18号 昭和49年 2月15日規則第 28号 昭和53年 3月31日規則第 38号 昭和61年 8月 7日 昭和63年 2月29日規則第 71号 平成 3年 6月 1日規則第 81号 平成 4年 3月25日規則第 83号 平成 5年 3月22日規則第 88号 平成 8年 2月26日規則第102号 平成 8年 6月25日規則第102号 平成11年12月22日規則第114号 平成13年 7月 4日規則第122号 平成17年 6月20日規則第135号 平成19年 7月30日規則第122号 平成21年10月 9日規則第135号 平成22年 6月25日規則第146号 平成31年 3月25日規則第170号 令和 元年 6月21日規則第172号 令和 2年10月 1日規則第170号

(目的)

第1条 この規則は、長崎県市町村職員共済組合定款第31条第4項の規定に基づき 共済組合事務局(以下、「事務局」という。)の組織に関し規定することを目的と する。

(組織)

第2条 事務局に次の課を置く。

総務課

経 理 課

年 金 課

保 健 課

(職の分類)

第3条 事務局職員の保有する職は、身分上の職及び職種上の職とする。 (身分上の職)

第4条 事務局職員の身分上の職は、事務職員とする。

(職務上の職)

第5条 事務局職員の職務上の職は次のとおりとする。

事務局長

課長

課長補佐

主 幹

副主幹

主

査

主 任

事

主 (職務)

第6条 事務局長は、理事長の命を受けて組合業務を掌理し、部下の職員を指揮監督 する。

- 2 課長は、上司の命を受け課の事務を掌理し、課員を指揮監督する。
- 3 課長補佐は、上司の命を受け課長の職務を補佐し、課の事務を分掌する。
- 4 主幹は、上司の命を受け課の事務を分掌する。
- 5 副主幹は、上司の命を受け高度の知識経験に基づき相当困難な業務を行う。
- 6 主査は、上司の命を受け高度の知識経験に基づき困難な業務を行う。
- 7 主任は、上司の命を受け高度の知識を必要とする業務を行う。
- 8 主事は、上司の命を受け一般的な事務又は業務を行う。 附 則(昭和37年規則第3号)
- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。
- 2 地方公務員等共済組合法附則第12条の規定により旧町村職員恩給組合並びに旧 市町村職員共済組合の職員は、別に辞令を用いないで本組合の職員となる。

附 則(昭和39年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年5月1日から適用する。

附 則(昭和42年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月13日から適用する。

附 則(昭和44年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、第2条の改正規程は昭和43年7月1日から適用する。

附 則(昭和49年2月15日規則第28号)

この規則は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月31日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

附 則(昭和61年8月7日)

- この改正は、昭和61年8月7日から施行し、昭和61年3月11日から適用する。 附 則(昭和63年2月29日規則第71号)
- この改正は、昭和63年2月29日から施行し、昭和63年1月1日から適用する。 附 則(平成3年6月1日規則第81号)
- この規則は、平成3年6月1日から施行する。

附 則(平成4年3月25日規則第83号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月22日規則第88号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年2月26日規則第102号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年6月25日規則第104号)

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成9年7月10日規則第109号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月22日規則第114号)

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則(平成13年7月4日規則第122号)

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則(平成17年6月20日規則第135号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成19年7月30日規則第146号)

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成21年10月9日規則第153号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年6月25日規則第156号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日規則第170号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月21日規則第172号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年10月1日規則第178号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。